

○新潟市乳児院条例

平成26年7月1日条例第37号

新潟市乳児院条例

(設置)

**第1条** 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項に基づき、法第37条に規定する施設として、新潟市立乳児院（以下「乳児院」という。）を新潟市中央区川岸町1丁目57番地1に設置する。

(負担金の徴収)

**第2条** 市長は、法第50条第7号に掲げる費用を支弁した場合は、乳児院に入所する者（以下「入所者」という。）の扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）から負担金を徴収するものとする。

2 前項の負担金の額は、扶養義務者の負担能力に応じ、規則で定める。

(負担金の免除)

**第3条** 市長は、扶養義務者が特別の理由により負担金を納付することができないと認める場合は、その負担金の全部又は一部を免除することができる。

(負担金の不還付)

**第4条** 既納の負担金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その負担金の全部又は一部を還付することができる。

(入場の制限)

**第5条** 市長は、乳児院に入場しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その入場を拒むことができる。

- (1) 入所者に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められる場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、乳児院の管理上支障があると認められる場合

(行為の制限)

**第6条** 入所者及び乳児院の入場者（以下「入所者等」という。）は、乳児院内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 入所者に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為をすること。
- (2) 乳児院の施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が乳児院の管理上支障があると認める行為をすること。

(退去等の命令)

**第7条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、行為の中止、原状回復又は乳児院からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反している者

(2) 偽りその他不正な手段により乳児院に入場した者

2 市長は、乳児院の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、入所者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(損害賠償)

**第8条** 入所者等は、乳児院の施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

**第9条** 市長は、乳児院の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に乳児院の管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

**第10条** 乳児院の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、乳児院の指定管理者とするものとする。

(1) 入所者等への平等な対応がなされること。

(2) 乳児院の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第77号）に定める基準に従った乳児院の運営が可能であること。

(指定管理者の業務の範囲)

**第11条** 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 法第37条に規定する目的を達成するために必要な事業の実施に関する業務

(2) 乳児院の施設及び設備の維持管理に関する業務

- (3) 第5条の規定による入場の制限に関する業務
- (4) 第7条の規定による退去等の命令に関する業務
- (5) その他乳児院の管理上、市長が必要と認める業務  
(秘密を守る義務)

**第12条** 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

**第13条** 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

**第14条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成27年新潟市規則第33号で同27年4月1日から施行）

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により行うことができる。